

# 名古屋市共同生活援助事業設置費補助金制度の変更について (令和6年10月から)

重度障害者を受け入れるグループホームの設置促進を図るため、  
令和6年10月申請分から、障害者グループホームの設置費補助制度を一部変更します。

## 変更点① 補助対象住居の要件の追加

- 補助対象となる住居の要件として、「名古屋市内で新規に設置する住居」に加えて、  
「開設後の重度障害者※の割合が、当該住居の定員の2分の1以上であること。」  
を追加します。

※ここでの「重度障害者」の定義は、以下のいずれかに該当する者

- 障害支援区分4以上の者
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の2(4)①に定める行動援護の対象者

## 変更点② 補助要件に職員の研修修了要件を追加

- 補助申請を行う共同生活住居が属する共同生活援助事業所の職員配置において、サービス管理責任者または生活支援員のうち一人以上が以下の研修のいずれかを修了していることを要件として追加します。

強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）      行動援護従業者養成研修  
重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程      喀痰吸引等研修（第1・2・3号）

## 変更点③ 敷金・礼金の廃止と補助金額の見直し

- 補助対象のうち、「敷金・礼金」は廃止となります。
- 「初度調弁費」については、現行の630千円から、以下のように住居定員により変更となります。

定員4名以上      650千円  
定員3名            488千円  
定員2名            325千円

- また、「初度調弁費」の補助対象品目について、以下の共用備品に限定します。

冷蔵庫	電気ケトル・ポット	トースター
洗濯機	食器棚	電子レンジ・オーブンレンジ
炊飯器	空気清浄機	防災カーテン
掃除機 (ロボット掃除機含む)	ドライヤー	ダイニングチェア ・テーブル
テレビ	ソファ・ベンチ	食器洗浄乾燥機
テレビ台	照明	衣類乾燥機
エアコン（取付工事含む）	重度障害者支援に必要な共用備品	

- 「消防用設備費」については、420千円から、590千円へ増額します。

#### 変更点④ 補助要件の確認のため開設後利用状況報告を提出

・補助金の交付を行った住居については、補助要件確認のため、開設から半年の入居者等の状況について、開設から7か月目の末日までに報告書を提出することとします。

(なお、開設から6か月以内に住居を廃止する場合は、廃止一か月前の末日までの利用実績について報告していただきます。)

・実績において、重度障害者(本市支給決定者に限る。)の契約者数が申請当初の定員の2分の1以上となっていない場合は、補助対象要件を満たさないものとして返還を求めることがあります。

#### 変更点⑤ 申請方法の見直し

・補助金交付申請については、これまで書面または電子メールでの提出であったものを、ウェブ上での専用申請フォームによる提出に見直しを行います。

#### 補助制度変更内容についてのQ&A

【Q1】なぜ今回補助制度の見直しをすることとなったのか。

【A1】これまで、グループホームの設置促進を図るため、補助を行ってきました。

障害福祉計画における見込み量を上回る住居数となった一方で、医療的ケアの必要性の高まりや重度化等に対応していく必要があるため、重度障害者を受け入れるグループホームの設置促進を図ることを目的に見直しを行うものです。

【Q2】現行の補助金制度は何月住居追加分までが対象となるのか。

【A2】**11月住居追加分(9月末までの交付申請書提出分)**までを対象とします。

本補助金については、交付決定後に初度備品の購入・工事契約、となります。

書類の審査、差し替え、決裁手続きに一定期間を要しますので、11月住居追加分を予定している事業者様は、**令和6年9月30日(月)までに**、申請書類のご提出をお願いいたします。

【Q3】初度調弁費の補助対象品ごとの金額上限額はあるのか。

【A3】これまで、前年度実績による平均金額により補助品目の見直しなどをお願いしていましたが、変更後の制度においては品目ごとの上限金額は設けないこととします。ただし、補助基準額(補助ができる上限額)は650千円となりますので、事業者ごとに必要な品目を十分勘案したうえで申請を行ってください。

【Q4】初度調弁費のうち、「重度障害者支援に必要な共用備品」とはなにか。

【A4】入居予定利用者の個々の障害特性に応じて必要な共用備品について補助対象品目に含めることが可能です。この場合、所定の様式に必要な理由やその用途について記載をいただく書面をご提出いただく予定としております。

【Q5】開設後利用状況報告とは別に契約・支払い等の実績報告が必要か。

【A5】必要です。これまでどおり補助事業実績報告については、事業完了から20日以内(もしくは3月31日までの早い方)までに提出してください。その後、利用状況報告を開設後7か月目の末日までにご提出いただくこととする予定です。

詳細については、ウェルネットなごやの事業者向けページ (<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/>) の新着記事にて順次掲載いたしますので、随時ご確認をお願いします。